

厚生年金保険・国民年金事業の概況 (令和3年10月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

- 令和3年10月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,273万人であり、前年同月に比べて、24万人（0.4%）減少している。

表1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均(円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,564,085	40,844,336	24,903,466	15,940,870	318,344
船員以外	2,559,956	40,792,281	24,851,411	15,940,870	318,216
一般男子	・	24,850,967	24,850,967	・	360,986
女子	・	15,940,870	・	15,940,870	251,539
坑内員	・	444	444	・	369,446
（再掲）短時間労働者	39,084	562,960	145,094	417,866	148,473
船員	4,129	52,055	52,055	・	418,686
国民年金	・	21,885,292	7,530,275	14,355,017	・
第1号	・	13,956,915	7,344,075	6,612,840	・
任意加入	・	185,408	68,226	117,182	・
第3号	・	7,742,969	117,974	7,624,995	・
合計	・	62,729,628	32,433,741	30,295,887	・

注. 厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

(2) 給付状況

- 令和3年10月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,471万人であり、前年同月に比べて、3万人（0.1%）減少している。

注. 厚生年金保険（第1号）の受給（権）者とは、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者及び短期要件分の遺族厚生年金受給（権）者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

表2 制度別年金受給者数

(単位:人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	35,893,200	15,590,848	14,115,967	479,135	5,690,992	16,258
旧共済組合を除く	35,576,700	15,404,795	14,054,940	476,749	5,624,373	15,843
旧法	706,689	234,528	173,224	28,184	255,259	15,494
新法	34,853,577	15,165,191	13,881,062	447,651	5,359,673	・
（再掲）基礎あり	27,060,388	14,178,050	12,511,138	305,013	66,187	・
基礎または定額あり	26,763,393	14,231,404	12,531,989	・	・	・
基礎繰上げあり	1,991,173	598,059	1,393,114	・	・	・
基礎繰上げなし	24,772,220	13,633,345	11,138,875	・	・	・
基礎及び定額なし	2,282,860	933,787	1,349,073	・	・	・
船員保険（旧法）	16,434	5,076	654	914	9,441	349
旧共済組合計	316,500	186,053	61,027	2,386	66,619	415
旧法	79,990	57,302	1,770	916	19,587	415
新法	236,510	128,751	59,257	1,470	47,032	・
（再掲）基礎あり	185,860	127,838	56,778	1,243	1	・
国民年金計	36,065,251	32,985,152	926,249	2,067,760	86,090	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	7,352,445	5,281,677	360,585	1,679,932	30,251	・
旧法拠出制	607,574	324,670	240,838	34,461	7,605	・
新法基礎年金	35,457,677	32,660,482	685,411	2,033,299	78,485	・
（再掲）基礎のみ	7,886,432	6,044,652	121,184	1,691,801	28,795	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,744,871	4,957,007	119,747	1,645,471	22,646	・
福祉年金	7	7	・	・	・	・
合計	44,712,210	34,270,119	2,474,300	2,240,639	5,710,894	16,258

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

- 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
- 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
- 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
- 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
- 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
- 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
- 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。
- 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

○ 令和3年10月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、49兆9千億円であり、前年同月に比べて、2千億円（0.4%）増加している。

注. 厚生年金保険（第1号）受給（権）者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

表3 制度別受給者年金総額

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	25,536,275	17,150,558	2,481,249	326,724	5,573,283	4,460
旧共済組合を除く	25,179,960	16,885,375	2,467,952	324,556	5,497,717	4,361
旧法	730,563	364,690	65,276	32,975	263,354	4,268
新法	24,416,733	16,506,000	2,402,449	289,645	5,218,638	・
（別掲）基礎年金	18,440,971	10,022,405	8,095,478	259,743	63,345	・
船員保険（旧法）	32,665	14,684	226	1,936	15,725	93
旧共済組合計	356,314	265,183	13,298	2,168	75,567	99
旧法	144,021	119,042	829	1,275	22,776	99
新法	212,293	146,141	12,469	892	52,791	・
（別掲）基礎年金	137,937	95,213	41,693	1,030	1	・
国民年金計	24,410,128	22,325,647	214,957	1,782,729	86,796	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	4,821,298	3,257,598	82,501	1,454,176	27,023	・
旧法拠出制	248,804	159,747	55,437	30,252	3,368	・
新法基礎年金	24,161,324	22,165,900	159,520	1,752,477	83,427	・
（再掲）基礎のみ	5,415,685	3,894,639	27,433	1,463,226	30,388	・
（再掲）基礎のみ共済なし	4,572,494	3,097,852	27,064	1,423,924	23,654	・
福祉年金	3	3	・	・	・	・
合計	49,946,405	39,476,207	2,696,206	2,109,453	5,660,079	4,460

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

2. 年金総額には一部停止額を含む。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。

4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。

5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。

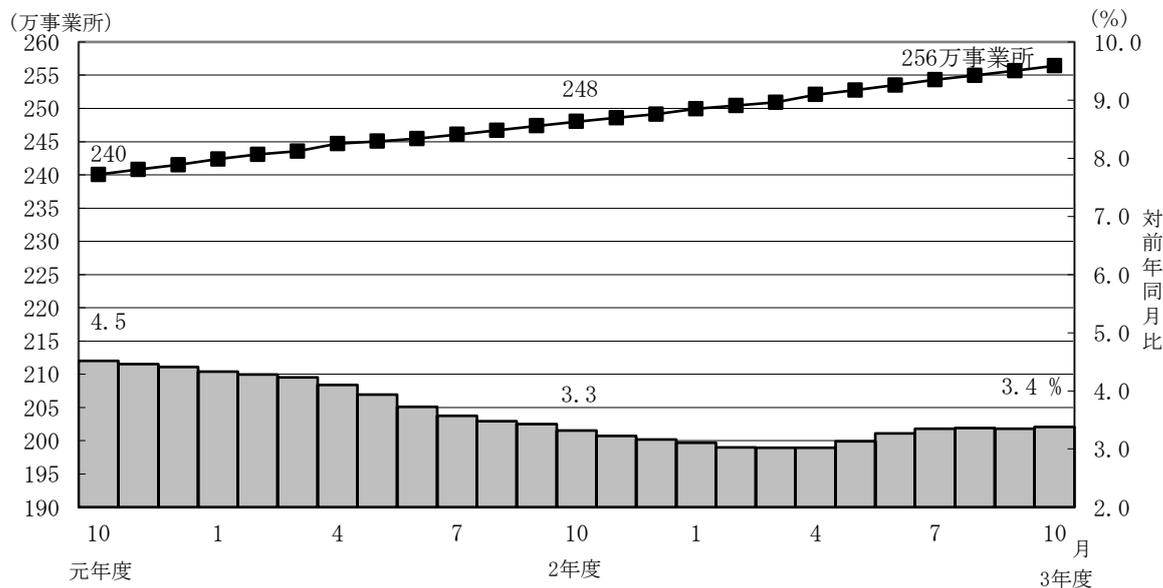
6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

(1) 適用状況

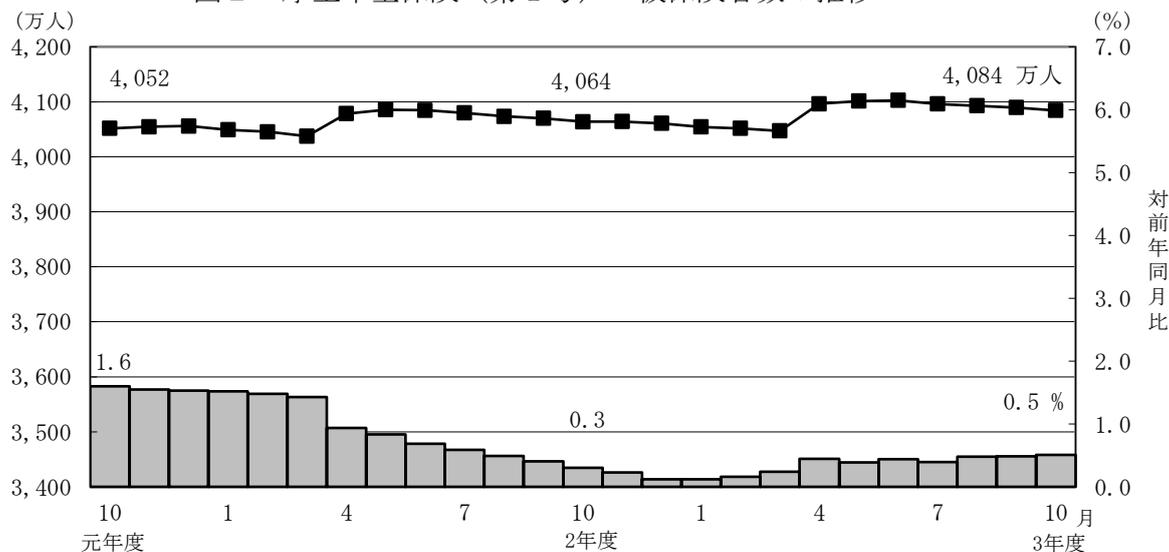
○ 令和3年10月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は256万事業所であり、前年同月に比べて8万事業所（3.4%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号）適用事業所数の推移



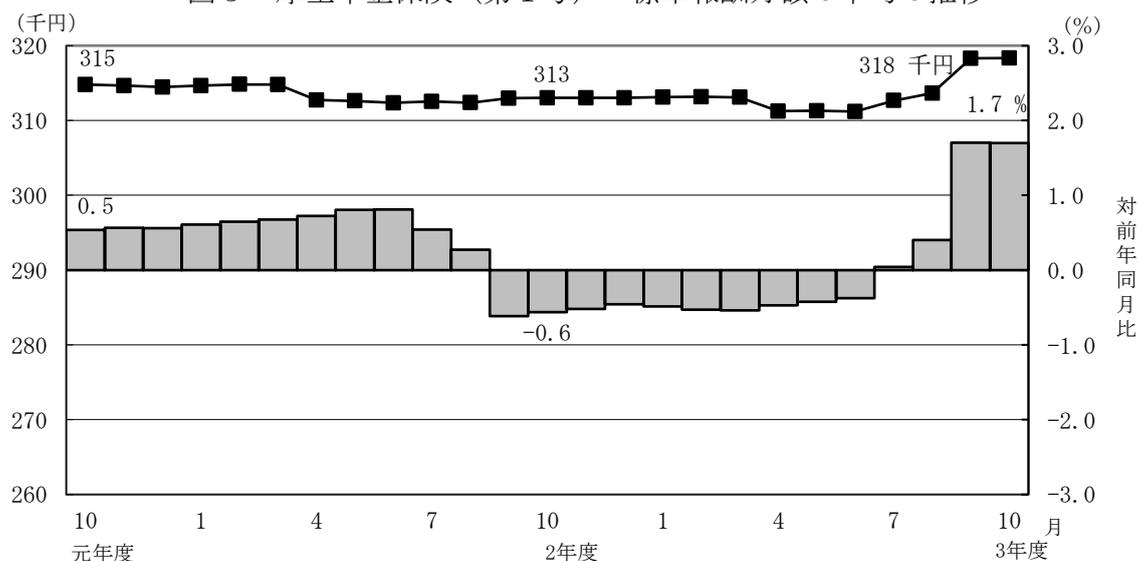
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,084万人となっており、前年同月に比べて21万人（0.5%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,485万人（対前年同月比3万人、0.1%減）、女子が1,594万人（対前年同月比23万人、1.5%増）、坑内員が4百人（対前年同月比20人、4.3%減）、船員が5万人（対前年同月比6百人、1.2%減）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額の前平均は、31万8,344円となっており前年同月に比べて1.7%増加している。内訳をみると、一般男子は36万986円（対前年同月比1.7%増）、女子は25万1,539円（対前年同月比2.1%増）、坑内員は36万9,446円（対前年同月比1.6%増）、船員が41万8,686円（対前年同月比0.8%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の前平均の推移

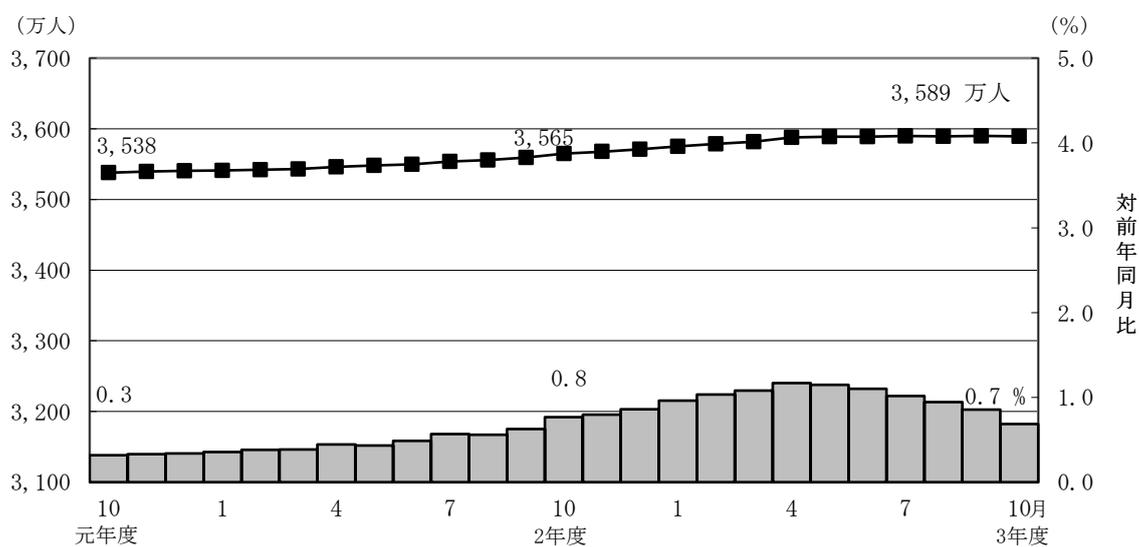


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は5万事業所、賞与支給被保険者数は89万人、標準賞与額の前平均は24万8,257円となっている。

(2) 給付状況

- 令和3年10月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,589万人（旧法厚年分71万人、新法厚年分3,485万人、旧法船保分2万人、旧共済分32万人）で、前年同月に比べて24万人（0.7%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,971万人（旧法厚年分41万人、新法厚年分2,905万人、旧法船保分6千人、旧共済分25万人）で、前年同月に比べて17万人（0.6%）増加している。
- 障害給付の受給者数は48万人（旧法厚年分3万人、新法厚年分45万人、旧法船保分9百人、旧共済分2千人）で、前年同月に比べて2万人（3.8%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は571万人（旧法厚年分27万人、新法厚年分536万人、旧法船保分1万人、旧共済分7万人）で、前年同月に比べて6万人（1.0%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和3年10月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額 は、14万5,749円となっている。

- 令和3年10月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は4万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は16万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失業給付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和3年5月	42,288	24,915	17,373	25,122,000	21,766,635	3,355,365	49,506	72,803	16,095
6月	44,715	26,517	18,198	26,660,303	23,137,258	3,523,044	49,686	72,712	16,133
7月	44,757	26,515	18,242	26,680,973	23,168,620	3,512,353	49,677	72,816	16,045
8月	43,863	26,170	17,693	26,519,196	23,103,062	3,416,133	50,383	73,567	16,090
9月	42,356	25,477	16,879	25,931,878	22,665,435	3,266,443	51,020	74,137	16,127
10月	41,045	24,666	16,379	25,351,448	22,173,535	3,177,913	51,471	74,913	16,169

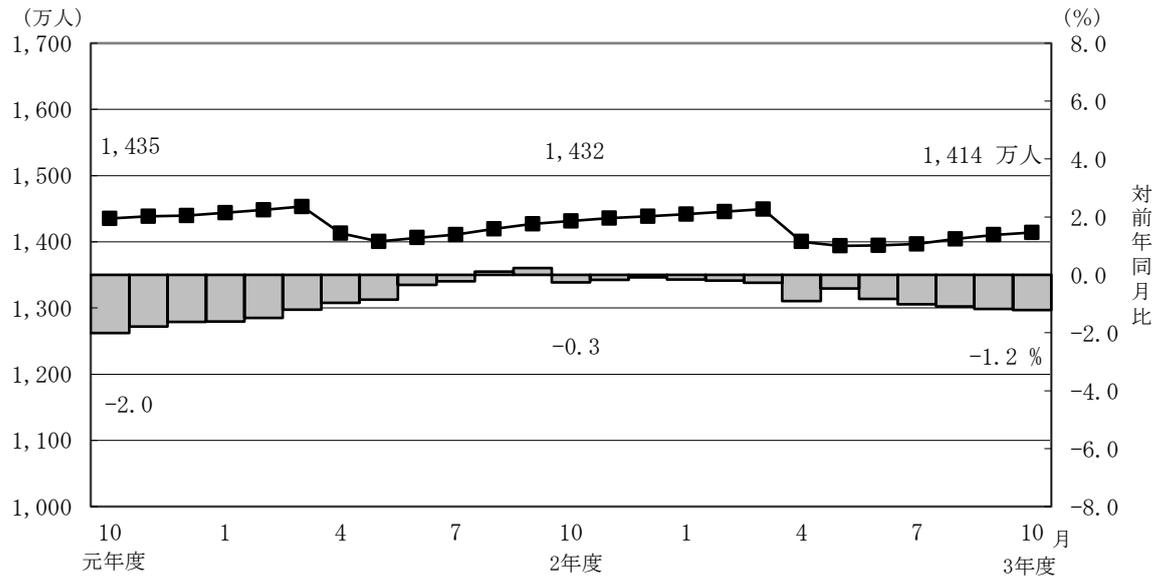
	高年齢雇用継続給付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和3年5月	157,552	149,503	8,049	20,613,217	19,887,055	726,162	10,903	11,085	7,518
6月	158,100	150,301	7,799	20,781,865	20,067,887	713,978	10,954	11,126	7,629
7月	159,478	151,794	7,684	21,038,397	20,323,728	714,669	10,993	11,158	7,751
8月	160,581	152,724	7,857	21,087,081	20,368,542	718,539	10,943	11,114	7,621
9月	156,080	148,820	7,260	20,714,248	20,036,595	677,653	11,060	11,220	7,778
10月	156,093	148,902	7,191	20,558,397	19,894,690	663,707	10,976	11,134	7,691

3. 国民年金

(1) 適用状況

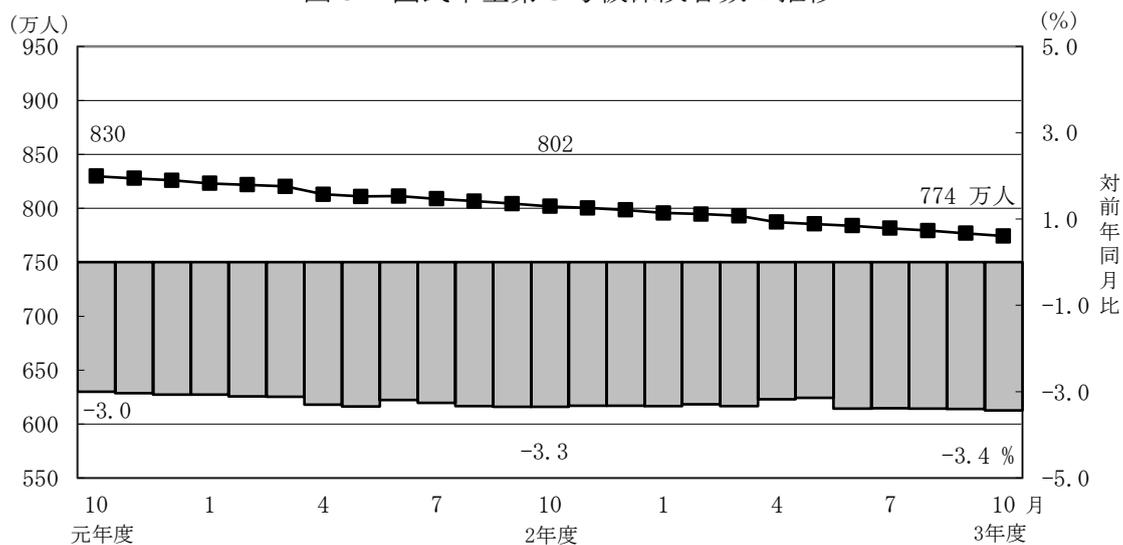
- 令和3年10月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,414万人となっており、前年同月に比べて17万人（1.2%）減少している。内訳をみると、男子は741万人（対前年同月比6万人、0.9%減）、女子は673万人（対前年同月比11万人、1.6%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は774万人となっており、前年同月に比べて28万人（3.4%）減少している。内訳をみると、男子は12万人（対前年同月比2千人、1.4%増）、女子は762万人（対前年同月比28万人、3.5%減）となっている。

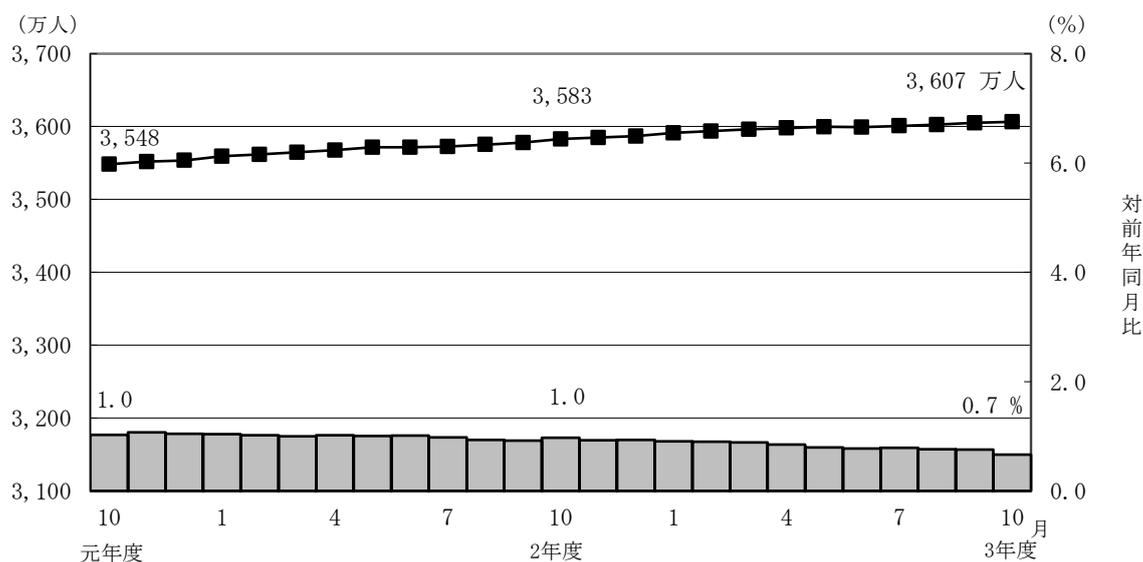
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



(2) 給付状況

- 令和3年10月末の国民年金受給者数は3,607万人（旧法拠出制61万人、基礎年金3,546万人）で、前年同月に比べて24万人（0.7%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,391万人（旧法拠出制57万人、基礎年金3,335万人）で、前年同月に比べて19万人（0.6%）増加している。
- 障害給付の受給者数は207万人（旧法拠出制3万人、基礎年金203万人）で、前年同月に比べて5万人（2.5%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人（旧法拠出制8千人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて1千人（1.6%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和3年10月末で5万6,403円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万3,017円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、10月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が4百人となっており、繰上げ受給率は4.2%である。なお、令和2年度新規裁定者の繰上げ受給率は5.5%となっている。